レセ電通信歯 2022008 号 令和 4 年 10 月 25 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部国保中央会医療保険部

選定療養に係る初診等の減算の記録方法及び電子レセプトの診療識別に 係る事務点検ASPチェック(L4423)の再開等について

令和4年厚生労働省告示第52号第3条に係る診療行為の記録、歯周病安定期治療(SPT)及び歯周病重症化予防治療(P重防)の診療識別の記録及び選択式コメントに係る記録については、下記の事項にご留意願います。

記

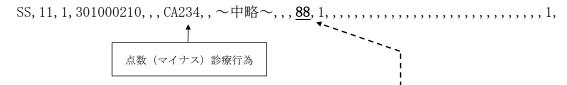
1 令和4年厚生労働省告示第52号第3条「保険外併用療養費に係る療養についての費用の 額の算定方法の一部改正について」により追加された診療行為について

項番	診療行為 コード	加算 コード	診療行為名称	点数識別	新又は 現点数
1	301100070	CA234	(選) 病床数が200以上の病院初診 (200点減算)	8:点数 (マイナス)	200 点
2	301100170	CA235	(選) 病床数が200以上の病院再診 (40点減算)	8:点数 (マイナス)	40 点

選定療養に係る初診等の減算の記録方法

(例) 紹介状なし受診時の定額負担の対象となった場合(初診)

●CSVの記録



病初診【288 点】- (選)病床数が200以上の病院初診(200点減算)【200点】=88 点を記録する。

●レセプトの表示

いずれの表示であっても差し支えない。

(例1)

80	その	病初診	(選)病	床数が2	00以	上の病院初診	(200) 点減算)	8	8 ×	1
	他										

(例2)

11 初診	88	時	休	深	乳	~省略~
-------	----	---	---	---	---	------

2 「診療識別と診療行為の不一致」に係る事務点検ASPチェックの再開について 令和4年4月27日付けレセ電通信において、令和4年度診療報酬改定に伴う歯周病安 定期治療(SPT)及び歯周病重症化予防治療(P重防)の診療識別の変更についてお知 らせしたところです。

つきましては、令和 4 年 5 月請求分から当分の間設定しないこととしていた当該診療行為に係る「L 4 4 2 3 : 診療識別と診療行為の不一致」チェックを令和 4 年 11 月請求分より実施することとしましたので、お知らせいたします。

電子レセプトの請求にあたっては、診療識別の記録誤りがないようご留意願います。

【参考】

		変更前	変更後
診療行為コード	省略名称	(令和4年3月	(令和4年4月
		診療以前)	診療以降)
309005710	SPT (20歯以上)	4 2	4 1
309014710	SPT(1歯以上10歯未満)	4 2	4 1
309014810	SPT(10歯以上20歯未満)	4 2	4 1
309019610	P重防(1歯以上10歯未満)	4 2	4 1
309019710	P重防(10歯以上20歯未満)	4 2	4 1
309019810	P重防(20歯以上)	4 2	4 1

3 選択式コメントに係るチェックについて

令和4年3月25日付け厚生労働省通知保医発0325第1号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、令和4年10月診療分以降、別表Ⅰ(令和4年4月1日適用の旨が表示されたコードに限る。)及び、別表Ⅱの該当するコードを選択することとされています。

つきましては、対象の診療行為等に対して、<u>令和4年10月診療分より選択式コメン</u>トの記録に係るチェックを実施いたしますので、請求の際はご留意願います。

なお、別表Ⅱに係る当該チェックについては、当該診療分より新たに設定**します。

【選択式コメントの記録に係るチェック】

エラーコード	エラーメッセージ	備考
L4411	選択式コメントの記録確認	別表Iに係るチェック
L4412**	選択式コメント医薬品等記録確認	別表Ⅱに係るチェック

[※]令和4年10月診療分より新たに設定するチェック